

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被 告 みなと水道設備及び大和設備代表者和田怜

訴えの追加的変更申立てに対する答弁書

平成31年4月5日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

被告訴讼代理人弁護士 長 谷 部 信



第1 訴えの追加的変更にかかる請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 訴えの追加的変更にかかる請求原因に対する認否等

1 同1項

同項記載の主張は、認否の対象ではない。

2 同2項

同項記載の主張は、認否の対象ではない。

3 同3項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

第3 被告の主張

原告の主張立証を通読しても、被告個人が、訪問販売にかかる上下水道工事業務を現時点で行い、また、今後も行うこと、そして、被告が不実告知や威迫困惑行為を現に行い又は行うおそれがあるとの主張立証はない。

原告の請求はいずれも理由がなく、棄却されるべきである。

以上